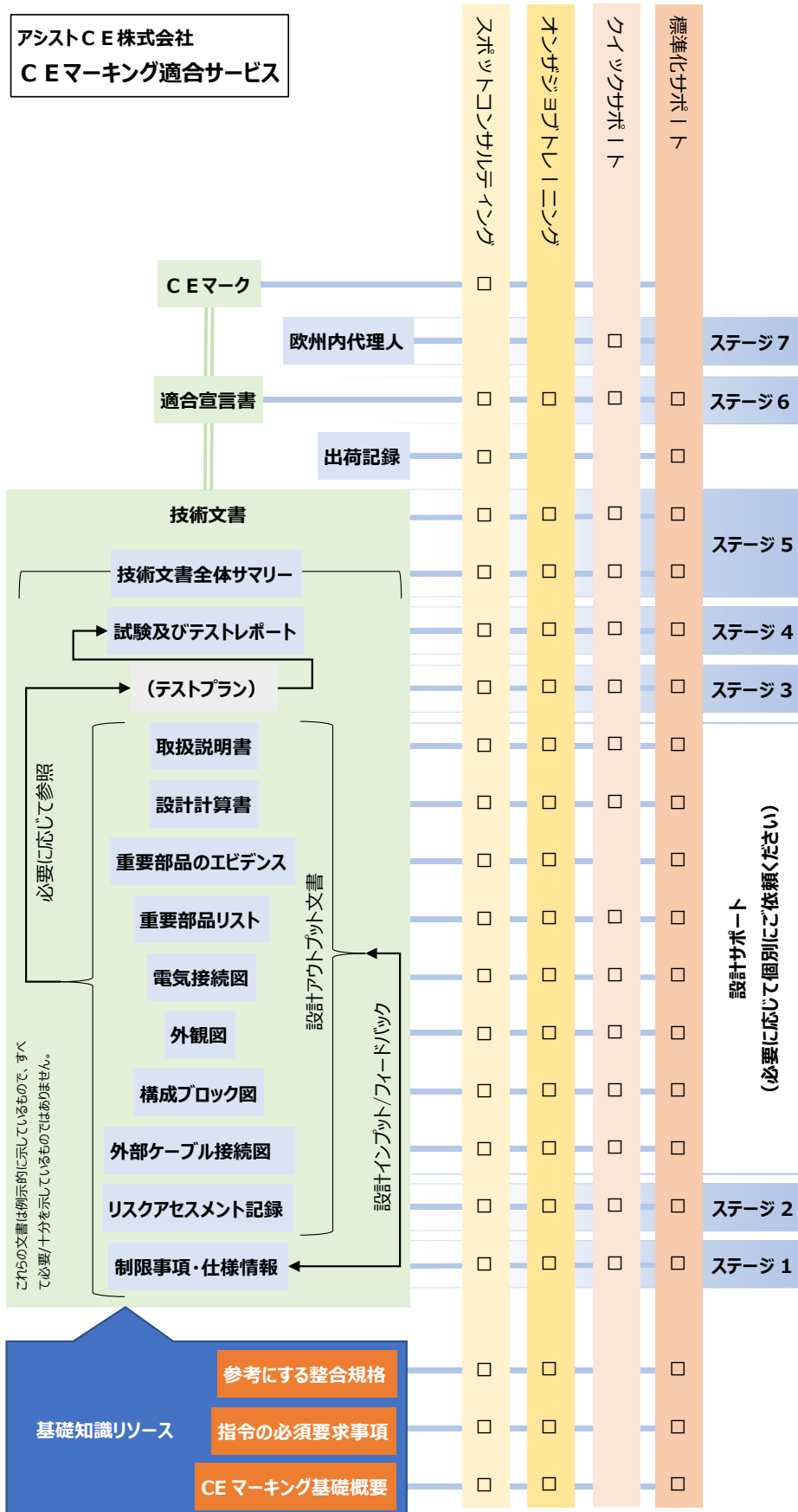


アシストCE株式会社
CEマーキング適合サービス



スポットコンサルティング

CEマーキングに関連する調査、適合のためのアドバイス、等々について、一般論ではなく、対象製品に則して具体的で、指令や規格書の文言・要求事項をただ唱えるのではなく、メーカー担当者の立場、時には製品ユーザーの立場にたつてピンポイントでアドバイス、調査を行うサービスです。

オンザジョブトレーニング

CEマーキングに関して、様々な調査、設計、対象製品に則して必要な図面や文書の作成について、進捗に沿ってトレーニング（実践指導）を行うサービスです。
単なるコンサルティングやアドバイスよりも綿密なアシストをご要望の場合には、ご利用ください。

クイックサポート

余計なサービスを排し、各ステージでの作成文書、評価・試験とレポートを迅速かつ低価格で対応いたします。
このサービスは、CEマーキングと関連事項に熟知された方、及び当社のピーターを対象としています。
各ステージにて必要な資料・情報を、完全な内容で遅滞なく提出していただく必要があります。

標準化サポート

メーカーは、部品の生産中止や規格改訂等に対応し、担当者が変わっても適切に維持・管理する必要があります。
『自社製品は安全で適切な製品である』ことを自己宣言する法的枠組みは、誰もが利用可能でたとえEU向け製品でなくても、この枠組みを援用するメリットは大きく、社内設計基準・手順等、技術文書には直接関係ない規定文書、CEマーキングを社内で維持管理するためのマネージメントシステムについてもサポートします。

CEマーキング適合サポート業務の各ステップと必要な資料など

1. 制限事項、使用上の前提条件の決定 (もしくは仮決定)	
・制限事項、使用上の前提条件のまとめシート作成	使用・設置場所、使用者、用途、処理材料、エネルギー源、使用最高周波数、無線・レーザー等の有無、製品の設計寿命、メンテナンス内容と頻度、など、製品の適合宣言しようとする範囲に沿って的確な情報が必要です。
2. 適合リスクアセスメント (指令・整合規格特定)	
・CEマーキングにおける適合リスクアセスメントシート作成 ⇒ ENISO 12100 をベースとしたリスクアセスメント ⇒ CENELC Guide 32 をベースとしたリスクアセスメント ⇒ EMC 現象をベースとしたリスクアセスメント	前項 1 の完成資料に加え、製品の構成ブロック図・配線ブロック図と構成物リスト、可動部品、高温・低温、高圧・真空、有害な放射物 (物質・光・電磁波・等)、外部接続ケーブルの長さ、など、それぞれ危険源の有無とリスク査定に必要な的確な情報が必要です。
3. テストプランドラフト作成	
・製品安全試験のテストプラン作成	前項 2 の完成資料 (製品安全関連のみ) に加え、すでに実施済みあるいは別途実施予定の試験項目、製品の立上/立下時間、自動繰り返し運転の可否、製品のセットアップ・操作方法など、試験日時、試験場所のご要望と併せて、包括的的確な情報が必要です。特殊な試験設備を要する場合は別途詳細を計画 (ほとんどの場合は、生産拠点での試験)
・EMC 試験のテストプラン作成	前項 2 の完成資料 (EMC 関連のみ) に加え、判定基準とその観察方法、製品の立上/立下時間、自動繰り返し運転の可否、製品のセットアップ・操作方法など、試験日時、試験場所のご要望と併せて、包括的的確な情報が必要です。
4. 構造評価・試験及びレポート作成	
・試験の立ち合い (当社が御社の試験に立ち会う)	試験日時、試験場所のご予定、特にご要望の内容をお知らせください。ご要望の内容によっては、関連する情報 (例えば 前項 3 の完成資料など) が必要です。レポート作成をご要望の場合には、製品の詳細な情報が必要です。
・構造評価・試験のご依頼 (御社が試験に立ち会う、または立ち会わず試験に必要な一式を送付する)	前項 3 の完成資料に加え、判定基準とその観察方法 (EMC)、製品の立上/立下時間、自動繰り返し運転の可否、製品のセットアップ・操作方法 (取扱説明書)、重要部品のエビデンスなど、包括的的確な情報が必要です。 試験日時、試験場所のご要望と併せてご連絡ください。
5. 技術文書サマリー・適合宣言書ドラフト作成	
・技術文書サマリードラフト作成	前項 4 で作成されたレポート、その他関連するレポート、必要に応じて 前項 3 のテストプラン、設計計算書、 前項 2 のリスクアセスメント、必要に応じて 前項 1 の制限事項、署名者の名前と部署、等々、適合を提示するために必要なすべての資料を過不足なくご提出ください。
6. 技術文書サマリー・適合宣言書ドラフト作成	
・適合宣言書ドラフト (英文) 作成	メーカー (または正式代理人) の名称、住所、製品のモデル名、写真、該当指令、用いた整合規格、必要な場合、関与したノーティファイドボディ、正式代理人、署名者の名前と部署などの的確な情報が必要です。
7. 現地代理人サービス [Regulation (EU) 2019/1020]	
・欧州正式代理人契約サービス	前項 5 、 前項 6 の完成資料一式の電子ファイル、技術文書一式の個数、契約年数、契約履行開始時期をご連絡ください。

7つのステージ、4つのサービス形態の分類・区分けは、当社が一意に決めたものであり、これに一致しないご要望でもどうぞお気軽にご相談ください。また、CEマーキングに限らず、ピンポイントのご依頼や、“こんなことが出来ないか”といったご相談など、お気軽にお問合せ下さい。